

○ 財務省令第百三十号
平成二十一年五月二十九日付
平成二十一年五月二十九日利付國債の發行等に關する省令
平成二十一年五月二十九日利付國庫債券大典（昭和五十七年）
平成二十一年五月二十九日利付國債の發行等に關する省令
平成二十一年五月二十九日利付國庫債券大典（昭和五十七年）

二 一 発行省令第百三十号
の法發号名
條律行稱及
項及の
び根
そ拠
記

四 用振
發行 方
法

三 用振
等替
法

四 用振
等替
法

債定特あ争争う札価振の以律社条第一並法特二十財回利
市め別つ入入。格替適下へ債第四平び律例十四政
場る参て札札に以を機用一平、一十成に第に年号法
特も加、と發によ下競闘を振株項六十特二関度）へ
別の者財同行る争は受替式条九別十すに第昭
參にご務時一發価に日け法等の振第三年會
加よと大にと行格付本くる法計一法律
者るに臣行い競し銀もとの振替及第二
・發応がわう以争て行のう。法律
第行募各れ。下入行ととう。第
I（限國る、「札わすれ」の
非度債入価価「れ」の
価額市札格格とる。そ規
格國を場で競競い入の定法

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

の成六つ定う額
 特二十いにち面
 例十四て基、金
 に年億はづ財額
 関度八、き政で
 すに千額発法八
 るお二面行第千
 法け百金し四二
 律る二額た条百
 第公十で利第七
 二債万二付一十
 条の円千国項四
 第発、六債の億
 一行平百に規円

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

七

ハ

ロイ
払

ハ

ロ

非者特国行争	非者特国入価込	行争	非者特国行争	非者特国
価・別債入価・別債札格	札格第参市	入価・別債	入価・別債	札格第参市
格第参市札格第参市発競金	札格第参市	札格第参市	札格第参市	札格第参市
競II加場発競I加場行争額	発競II加場	発競II加場	発競I加場	発競I加場

円三
百
三十一
一億四
千六
百八十八
万

七万八
百円千
十二
四百
億六
八十億
千五百
百四千
三百四
四十
万円

でた条特
三利第別
百付一会
三国項計
十債のに
二に規関
億つ定す
円いにる
て基法
、づ律
額き第
面發四
金行十
額し六

てづ財百國項計千國項
、き政億債のに八債の
額發法九に規關億に規
面行第千つ定す千つ定
金行四八いにる九いに
額し條四百て基法百て基
で利第三はづ律五はづ
七利一十、き第十、き
付百萬額發六萬額發
項十國の円面行十円面行
額債規金し二、金し
六億に定額た條特額た
円つにで利第別で利
い基六付一會五付

十
十
三
二

十
十
口
イ
一

九
八
發
振
額
最
低
行
爭
替
額
入
單
面
札
位
金
發

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 别 債 札 格 行 行
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 發 競 價
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 行 争 格 日

(一) 年
む 十 式 は 二
も 号 に 、 募 ·
の に よ 払 入 一
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 ।
る す 出 額 の セ
。 る し に 通 ン
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

十 額 十 額 平 す 額 の 振 五
四 面 錢 面 成 る の 記 替 万
錢 金 以 金 二 。 整 載 法 円
額 上 額 十 数 又 の
百 の 百 一 倍 は 規
円 そ 円 一 年 の 記 定
に れ に 五 金 錄 に
つ ぞ つ 月 額 は よ
き れ き 二 十 九 よ 最 振
九 の 九 应 九 日 低 替
十 募 九 円 価 円 も 額 口
九 円 価 八 格 八 の 面 座
八 格 八 と 金 簿

十
十
八
七
六

元 償 償
利 還 還
金 金 期
支 額 限

日 額 平 利 て を 每
本 面 成 子 、 支 年
銀 金 四 を そ 払 三
行 額 十 支 の 期 月
百 一 払 日 と 二
円 年 う 以 し 十
に 三 。 前 、 日
つ 月 六 各 及
き 二 月 支 び
百 十 間 払 九
円 日 に 期 月
属 に 二
す お 十
る い 日

$$\text{額面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
五

十
四

初
期
利
子

規 下 は 期 た 期 平
定 、 が 金 と 成 す の 国 た は 者 に へ に り に 座 も 係
す 次 そ 銀 額 し 二 る 税 法 金 、 前 記 は い だ 分
る 号 の 行 を 、 十 こ 率 人 額 は 外 て し の 二
期 及 翌 休 支 次 一 と を が に (一) の 国 取 て は 、 前
日 び 営 業 払 の 年 が 乘 適 当 し て は 、 前
に 第 業 日 う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源
つ 十 日 に 式 月 き た を 非 式 人 す が は 記 替 源
い 六 に た に 二 う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源
て 号 支 当 だ よ 十 う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源
同 に 払 た し り 日 う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源
じ お う る 、 算 を う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源
い へ と 支 出 支 う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源
て 以 き 払 し 払 う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源

(二)

發 行 時 に お い て 、 そ の 利 収 控 得 は 出 合 居 行 金 金 に も れ さ し て は 、 前
者 に へ に り に 座 も 係 又 お た 百 算 つ に の る 所 得 稅 は 、 前
す 次 そ 銀 額 し 二 る 税 法 金 、 前 記 は い だ 分
る 号 の 行 を 、 十 こ 率 人 額 は 外 て し の 二
期 及 翌 休 支 次 一 と を が に (一) の 国 取 て は 、 前
日 び 営 業 払 の 年 が 乘 適 当 し て は 、 前
に 第 業 日 う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源
つ 十 日 に 式 月 き た を 非 式 人 す が は 記 替 源
い 六 に た に 二 う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源
て 号 支 当 だ よ 十 う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源
同 に 払 た し り 日 う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源
じ お う る 、 算 を う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源
い へ と 支 出 支 う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源
て 以 き 払 し 払 う 算 九 で じ 用 該 法 得 当 金 額 記 替 源

二十九

払入払
込札場
期參所
日加

平財務大臣から通知を受けた者
成二十一年五月二十九日